		※ 学内登録番号		採用条件	説明会・試験日時				
□昭≉	立 女 子 大 学			大 学	説明会日時	場所実施方法			
		※ 学校受付月日	採用人員	名	月 日()時 分~	随時 / 予約(要・不要)			
			採用方法	1. 学校推薦(名) 2. 自由応募	月 日() 時 分 ~	随時 / 予約(要・不要)			
	求人	先		2. 日田心秀	月 日() 時 分 ~	随時 / 予約(要・不要)			
フリガナ			職種		月 日() 時 分 ~	随時 / 予約(要・不要)			
名 称				1. 日本語日本文学科 8. 初等教育学科	月 日() 時 分 ~	随時 / 予約(要・不要)			
	 			2. 歴史文化学科 9. 環境デザイン学科 3. 英語コミュニケーション学科 10. 健康デザイン学科	月 日() 時 分 ~	随時 / 予約(要・不要)			
住 所				4. 国際学科 11. 管理栄養学科 5. 心理学科 12. 食安全マネジメント学科	月 日() 時 分~	随時 / 予約(要・不要)			
				6. 福祉社会学科 13. ビジネスデザイン学科 7. 現代教養学科 14. 会計ファイナンス学科	月 日() 時 分 ~	随時 / 予約(要・不要)			
代表者	TEL FAX		応募資格	大学院: 可 / 不可 * 留学生: 可 / 不可 9月卒: 可 / 不可 * 既 卒: 可 / 不可 11. 公司 12. 公司 12. 公司 13. 公司 13. 公司 14. 公司 14. 公司 15. 公司					
业 粘	T		初		月 日() 時 分 ~	随時 / 予約(要・不要)			
書 類 提出先			基本給	円		第1回目 第2回目			
	部署名 担当者名		手当	円	試験日時	月 日() 月 日() 時 分~ 時 分~			
部 署 担当者				円	書類締切日	第1回目 第2回目 月 日() 月 日()			
担当者	TEL FAX			円		1. 履歴書 2. 卒業見込証明書 3. 成績証明書 4. 健康診断証明書 5. 推薦書 6. 会社所定用紙 7. その他()			
	E-MAIL		合 計	円	提出書類				
設 立	(西暦) 年	月日		年 回 % 賞与 年 回 ヶ月	777 de 1.71	1. 書類選考 2. 面接 3. 適性検査			
資本金	億 万円 年	商 億円	通勤費	全額支給・定額 円まで	選考方法	4. 筆記試験(常識・語学・作文・専門) 5. 健康診断 6. その他()			
株 式	上 場 (プライム、スタンダード、グロース、 非上場	外国)	加入保険	健康・厚生・雇用・労災・その他()	提出方法	本人(郵送・持参) / 学校から郵送			
従 業員 数	名 (内女性 名) 本学出身者 名在籍		通勤条件	自宅通勤に限る 約()分以内 自宅外(親戚・下宿)可 女子寮(有・無)	若者雇用	自己申告書 □添付あり(必須)			
	4 7 11 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		#1. 76 n+ 88		促進法 について	※自己申告書がないと学生に求人票を公開出来ません。 青少年雇用情報シート □添付あり □添付なし			
事 業内容			勤務時間	(平日)午前 時 分~午後 時 分 (土曜)午前 時 分~午後 時 分					
(業種)			勤 務 予 定 地	最寄駅線駅	(備考)				
HP アト゛レス	http://		休日	日曜・祝日・週休2日制 / 年間 日 月 回 曜日休み / その他() 有給休暇 初年度 日					

自己申告書

令和 年 月 日

	込みの時点において、ハロー! 象のいずれにも該当いたしまt	フークにおける求人不受理の対象 せん。							
事業所名									
事業所所在地									
代表者名									
チェックシート									
対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)により確認し、理解しました。									
□ 求人受付NAVIから求人情 ※求人受付NAVIから求人情	青報を登録しました。 報をご登録いただいた場合は、以降のチ	エック作業は不要です。							
□ ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。 ※該当しない場合は、以降のチェック作業は不要です。									
	寸象に該当する場合 は、チェック欄にした 以降に以下の違反行為のうち1つでも該	点(「✔」)を記入してください。 当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の							
1. 労働基準法及び最	是 低賃金法関係								
	2回以上同一の対象条項違反行為により、 習から是正勧告を受け、	1年以内 6カ月							
a 当該違反	行為を是正していない。	是正勧告 是正勧告 不受理解除							
□b 是正して	から6カ月が経過していない。	不受理期間							
(2) 違法な長時間労	f働を繰り返している企業として企業名か	が公表され、 6カ月							
a 当該違反	行為を是正していない。	公表 是正 不受理解除							
□b 是正して	から6カ月が経過していない。	不受理期間							
(3) 対象条項違反行	う為に係る事件が送検かつ公表され								
■ ■ a 当該違反	行為を是正していない。	1年(12カ月) 6カ月							
□ b 送検後1	年が経過していない。	送檢 是正 不受理解除							
□c 是正して	から6カ月が経過していない。	不受理期間							
2. 男女雇用機会均等									
(1)対象条項違反の 企業名が公表()	D是正を求める勧告に従わず、 ※)され、	6カ月							
a 当該違反	行為を是正していない。	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆							
□b 是正して	から6カ月が経過していない。	不受理期間							
※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。									
3. 項目1及び項目2	2共通								
①労働基準監督	間中に再度同一の対象条項違反により、 8署による是正勧告、 こよる助言や指導、勧告を受けており、そ	その後、							
a 当該違反	行為を是正していない。								
	かららカ目が経過していない								

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止(労働基準法第5条)
- ・賃金関係(最低賃金、割増賃金等) (労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項)
- ・労働時間(労働基準法第32条)
- ・休憩、休日、年次有給休暇 (労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項)
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、 若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等 (男女雇用機会均等法第9条第1項~第3項、第11条の2第1項)
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等 (男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項)
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等 (育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7に おいて準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、 第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、 第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、 第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、 第23条第1項~第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法 第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
- ※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。
- ・男女同一賃金の原則(労働基準法第4条)
- ・妊産婦の坑内業務の制限等 (労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、 第66条、第67条第2項)
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示(労働基準法第15条第1項及び第3項)
- ・年少者に関する労働基準 (労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条)
- ※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

青少年雇用情報シート(企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です)

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事	業所名	人番号									記入日: 令和	年	月 日
3	募集・採用に関する情報	企業全体の情報			【 】に関する情報								
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度		2年度前	,	年度前		前年度	2	年度前	3年	F度前	
1	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度	人	2年度前		年度前		前年度	人 人	年度前		F度前	
2	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(男性)	前年度	J	2年度前	人	年度前	人	前年度	人	年度前	人	F度前	人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(女性)	前年度	人	2年度前	人 人	年度前	人	前年度	人 2	年度前	3年 人	F度前	人
	平均継続勤務年数						年						年
*	/ 従業員の平均年齢 ◇ (参考値として、可能であれば記載してください。)						歳						歳
2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況													
1	研修の有無及びその内容	有・	無										
2	自己啓発支援の有無及びその内容	有・	無										
3	メンター制度の有無	有・	無										
4	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・	無										
(5)	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・	無										
3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況				企業全体	本の情報				[】に関	する情報	
1	前事業年度の月平均所定外労働時間						時間						時間
2	前事業年度の有給休暇の平均取得日数						日						日
3		女性	/	人	男性	/	人	女性	/	人	男性	/	人
	役員及ひ官埋的地位にめる者に占める女性の割合	役員		%	管理職		%						
*	④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合	を示していま	す。					_	夏 B	月保険適用事	宝 坐而来早		